

大分県報

平成二十四年

号外(一四四)

十二月二十一日

(金曜日)

第二条 大分県公衆浴場法施行条例（昭和四十七年大分県条例第十六号）の一部を次のよう
に改正する。

第七条を削る。

（施行期日）

目次

条例

旅館業法施行条例等の一部改正
（旅館業法施行条例の一部改正）
食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例の制定
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
（平成二十三年法律第百五号。以下「整備法」という。）附則第十九条第二項の規定により第一条による改正後の旅館業法施行条例（以下「新旅館業法施行条例」という。）で定める基準が保健所を設置する市が条例で定める基準とみなされる場合における新旅館業法施行条例第四条第二項第十二号ニの適用については、同号ニ中「知事」とあるのは、「保健所を設置する市の長」と読み替えるものとする。
（大分県公衆浴場法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

3 整備法附則第二十条の規定により第二条による改正後の大分県公衆浴場法施行条例（以下「新公衆浴場法施行条例」という。）で定める基準が保健所を設置する市が条例で定める基準とみなされる場合における新公衆浴場法施行条例第三条第一号及び第二号、第五条第二項第四号並びに第六条第一号の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「保健所を設置する市の長」と読み替えるものとする。

○条例

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十号
（旅館業法施行条例の一部改正）

第一条 旅館業法施行条例（昭和三十二年大分県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

（大分県公衆浴場法施行条例の一部改正）

平成二十四年十二月二十一日

大分県報号外（条例）

（趣旨）

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十一号

（旅館業法施行条例の一部改正）

第一条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第八条第一項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

（設備及び職員に関する配置）

第二条 令第八条第一項第一号に掲げる食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九条第一項の検査施設をいう。以下同じ。）の設備に係る条例で

定める基準は、次のとおりとする。

一 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二 純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

- 2 令第八条第二項第二号に掲げる食品衛生検査施設に配置する職員に係る条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十二号

職業能力開発校等の行う職業訓練の基準等を定める条例

（趣旨）

この条例は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」とい

う。）第十五条の六第一項ただし書及び第三項、第十九条第一項、第二十三条第一項第三号、第二十八条第一項並びに第三十条の二第一項の規定に基づき、大分県立職業能力開発校及び大分県立工科短期大学校（以下「職業能力開発校等」という。）の行う職業訓練の基準等を定めるものとする。

（用語）

この条例において使用する用語は、法、職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

（職業能力開発校以外の施設で行うことができる職業訓練）

第三条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。

二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。

三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

（委託することができる職業訓練）

第四条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

第五条 普通課程の普通職業訓練の基準

（普通課程の普通職業訓練の基準）

第五条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）若しくは同法による高等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中等教育学校前期課程修了者」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者ではあること又は同法による高等学校を卒業した者（以下「高等学校卒業者」という。）若しくは同法による中等教育学校を卒業した者（以下「中等教育学校卒業者」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。

二 教科は、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものである。

三 訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができる。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

四 訓練期間は、中学校卒業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあつては二年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあつては一年である。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、中学校卒業者等を対象とするときには二年以上四年以下、高等学校卒業者等を対象とするときには一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができるものとする。

五 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間と合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては二千八百時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては千四百時間以上である。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年に

つきおおむね七百時間とすることができるものとする。

六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

七 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき五十人以下であること。

八 職業訓練指導員の数は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

九 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、教科の科目ごとに、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、技能照査をもつて代えることができるものとする。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第六条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者は、職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間は、二年であること。

四 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とともに、次のいずれかに該当する者を一人以上配置すること。

イ 省令第四十八条の二第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ 規則で定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、教科の科目ごとに、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

六 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（専門課程の高度職業訓練の基準）

第七条 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

一 訓練の対象者は、高等学校卒業者等であること。

二 教科は、その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練期間は、二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができるものとする。

四 訓練時間は、一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。

五 設備は、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数は、訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七 職業訓練指導員は、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とともに、次のいずれかに該当する者を一人以上配置すること。

イ 省令第四十八条の二第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ 規則で定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 試験は、学科試験及び実技試験に区分し、教科の科目ごとに、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（無料とする職業訓練）

第九条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者その他規則で定める求職者に対して行う普通職業訓練とした者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者にあっては、規則で

定める講習を修了したものに限る。)とする。

一 法第二十八条第一項に規定する普通職業訓練に係る教科（以下この条において単に「教科」という。）に関し、応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 教科に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者

（専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第十一条 法第三十条の二第一項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができると認められるもの

二 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大학교、職業能力開発大학교若しくは職業能力開発短期大학교（以下この条において「大学等」という。）において、教授又はこれに相当する職員としての経験を有する者

三 大学等において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経験を有する者

四 大学等において、助教又はこれに相当する職員としての経験を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

五 大学等において、三年以上の助手又はこれに相当する職員としての経験を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

六 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

切に指導することができる能力を有すると認められる者

七 三年以上の教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 十年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

（委任）

第十一條 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

指定獣法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十三号

指定獣法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例

（趣旨）

第一条 鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「施行規則」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき、指定獣法禁止区域等を表示する標識の寸法を定めるものとする。

（指定獣法禁止区域の標識）

第二条 法第十五条第十四項ただし書に規定する指定獣法禁止区域の制札の寸法は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

一 表示面（指定獣法禁止区域である旨を表示する部分に限る。）の一辺の長さ三十センチメートル以上

二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さ八十センチメートル以上

三 立木竹等に固定させる場合にあつては、固定させる場所の地上からの高さ百五十センチメートル以上

(鳥獣保護区の標識)

第三条 法第二十八条第九項において準用する法第十五条第十四項ただし書に規定する鳥獣保護区の標識の寸法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標柱の場合にあつては、地上二百センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上

二 制札の場合にあつては、イからハまでに定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

イ 表示面の縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上

ロ 支柱の地上部分の長さ百五十センチメートル以上

ハ 支柱の太さ一辺七センチメートル以上。ただし、支柱として鉄材等を用いる場合であつて、太さ一辺七センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上

ハ 支柱の太さ一辺七センチメートル以上。ただし、支柱として鉄材等を用いる場合で有するときは、この限りでない。

(特別保護地区の標識)

第四条 法第二十九条第四項において準用する法第十五条第十四項ただし書に規定する特別保護地区の標識の寸法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標柱の場合にあつては、地上二百センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上

二 制札の場合にあつては、イからハまでに定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

イ 表示面の縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上

ロ 支柱の地上部分の長さ百五十センチメートル以上

ハ 支柱の太さ一辺七センチメートル以上。ただし、支柱として鉄材等を用いる場合であつて、太さ一辺七センチメートル以上の木材を使用する場合と同程度以上の強度を有するときは、この限りでない。

二 制札の場合にあつては、イからハまでに定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

(特定獣具使用禁止区域の標識)

第六条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項に規定する特定獣具使用禁止区域の標識の寸法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 標柱の場合にあつては、地上二百センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上

二 制札の場合にあつては、イからハまでに定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

イ 表示面の縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上

ロ 支柱の地上部分の長さ百五十センチメートル以上

ハ 支柱の太さ一辺七センチメートル以上。ただし、支柱として鉄材等を用いる場合であつて、太さ一辺七センチメートル以上の木材を使用する場合と同程度以上の強度を有するときは、この限りでない。

(特定獣具使用制限区域の標識)

第七条 法第三十五条第十二項において準用する法第三十四条第七項に規定する特定獣具使用制限区域の制札の寸法は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 一 表示面の縦三十六センチメートル以上、横四十五センチメートル以上

二 支柱の地上部分の長さ百五十センチメートル以上

ハ 支柱の太さ一辺七センチメートル以上。ただし、支柱として鉄材等を用いる場合であつて、太さ一辺七センチメートル以上の木材を使用する場合と同程度以上の強度を有するときは、この限りでない。

一 表示面の一辺の長さ三十センチメートル以上

二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さ八十センチメートル以上

三 立木竹等に固定させる場合にあつては、固定させる場所の地上からの高さ百五十センチメートル以上

(休獣区の標識)

- 法第三十四条第七項に規定する休獣区の標識の寸法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標柱の場合にあつては、地上百二十センチメートル以上、太さ一辺九センチメートル以上

次の各号に定めるとおりとする。ただし、既設工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 一 表示面の縦七センチメートル以上、横九十センチメートル以上
- 二 支柱の地上部分の長さ百五十センチメートル以上

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

県道の構造の技術的基準等に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十四号

県道の構造の技術的基準等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十条第三項及び第四十五条第三項の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、道路法、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「令」という。）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府令第三号）において使用する用語の例による。
(道路の区分)

第三条 この条例における道路の区分は、令第三条に定めるところによる。

第四条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号。以下「省令」という。）第二条に定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。この項及び次項において同じ。）の数は、二とする。ただし、地域及び路線の状況を考慮して車線の数を定めることができる。

		区 分	地 形	第一種								区 分 地 形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
第二級				第三種	第四級	第三級	第二級	第四級	第三級	第二級	第四級		
山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部	山地部	平地部
		一車線当たりの設計基準交通量（単位 一日につき台）											
		九、〇〇〇		一二、〇〇〇		一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇

第四種			第三種				第二種			第一種		
び 第三級	第二級及	第一級	第 四 級	第三級	第二級	第二級	第一級	第一級	第四級	第三級	第三級	
小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	小型道路	普通道路	
二・七五	三	二・七五	三・二五	二・七五	二・七五	三	二・七五	三・二五	三・二五	三・五	三・五	

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十四条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第五条 第一種又は第二種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。）の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

区分	車道の左側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
	第一種	第二級
第三種	第三級及 び第四級	第三級及 び第四級
第一	二・五	一・二五
第二	一・七五	一・二五
第三	一・二五	一・二五
第四	一・二五	一・二五
第五	○・七五	○・五
第六	○・五	○・五
第七	○・五	○・五
第八	○・五	○・五
第九	○・五	○・五
第十	○・五	○・五

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分	車道の右側に設ける路肩の幅員(単位 メートル)	
	第一種	第二級
第三種	第三級及 び第四級	第三級及 び第四級
第一	一・二五	一・二五
第二	○・七五	○・五
第三	○・五	○・五
第四	○・五	○・五
第五	○・五	○・五
第六	○・五	○・五
第七	○・五	○・五
第八	○・五	○・五
第九	○・五	○・五
第十	○・五	○・五

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)の普通道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

7 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。

8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。

9 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。

10 第二項の規定にかかわらず、歩道、自転車道又は自転車歩行車道を設置しない第三種及び第四種の道路であつて、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を確保するために必要がある場合は、車道の左側に設ける路肩の幅員は一メートル以上とするものとする。

区 分		路肩に設ける側帯の幅員（単位 メートル）			
		第一種	第二級	第三級	第四級
第一種	第二級	第一級	第二級	第三級	第四級
		○・七五	○・五	○・五	○・五
			○・五		○・二五

11 道路的主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第五項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。
(停車帯)

第八条 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。
(軌道敷)

第九条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員（単位 メートル）
複線	六

三

第十条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。
(自転車道)

自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

第十二条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

2

第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（歩行者の滞留の用に供する部分）

第十三条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

（植樹帯）

第十四条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、沿道の土地利用及び交通の状況等

を勘案して良好な交通環境の整備若しくは良好な生活環境の確保に支障がない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4

植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

（設計速度）

第十五条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とができる。

区分	設計速度（単位 一時間につきキロメートル）			
	第一種	第二種	第三種	第四種
第一級	八〇	六〇	六〇	六〇
第二級	八〇	六〇	六〇	六〇
第三級	五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇
第四級	五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇

第四種		第三種		第二種		第一種	
第四級	第三級	第二級	第一級	第五級	第四級	第三級	第二級
				四〇、三〇又は二〇	六〇	五〇又は四〇	五〇又は四〇
					六〇、五〇又は四〇	六〇、五〇又は四〇	六〇、五〇又は四〇
				五〇、四〇又は三〇	五〇、四〇又は三〇	五〇、四〇又は三〇	五〇、四〇又は三〇
				四〇、三〇又は二〇	二〇	二〇	二〇

（車道の屈曲部）

第十六条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第三

十四条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

（曲線半径）

第十七条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の

中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	曲線半径（単位 メートル）
一〇〇	四六〇
八〇	二八〇
六〇	一五〇
五〇	一〇〇
四〇	六〇
三〇	三〇
二〇	一五

（曲線部の片勾配）

第十八条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道等を設けないものにあっては、六パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、片勾配を付さないことができる。

区 分	最大片勾配（単位 パーセント）
第一種、第二種及び第三種	一〇
第四種	六

（曲線部の車線等の拡幅）

第十九条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、この限りでない。

第二十条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

（視距等）

第二十一条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
一〇〇	一一〇
八〇	一〇〇
六〇	九〇
五〇	八〇
四〇	七五
四〇	五五

平成二十四年十二月二十一日

大分県報号外（条例）

ては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成十三年国土交通省令第百三号)で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通事故音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十六条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
二〇	一〇〇
二〇	一〇〇
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	一〇

路 面 の 種 類	横断勾配(単位 パーセント)
前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上二以下
その他	三以上五以下

3 2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十七条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	合成勾配(単位 パーセント)
一〇〇	一〇

(舗装)

第二十五条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ないと特別の理由がある場合においては、

二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	七〇	八〇	九〇

八〇

するものとする。

道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

距(以)「遠縁距」の「以」を語に含むので、

連結路については、第四条から第七条まで、第十五条 第十七条 第十八条 第二十条
の第二二二条第五項、第二四条及び第二二七条の規定は、適用しない。

から第二十二条まで 第二十四条及び第二十七条の規定は適用しない

卷之三

第三十一条 道路か鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鐵道等」という。）と同一平面で交差する場合は、その交差する道路は次に定める

（排水施設）

第二十八条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適當な排水施設を設けるものとする。

第一十九条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交
会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 届折車線又は变速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（届折車線及び变速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあっては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあっては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあっては

二・五メートルまで縮小することができる。

4
屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 届折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なときは又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度（単位 一時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇
八〇以上九〇未満	二三〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十二条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。

二 待避所相互間の道路の大部が待避所から見通すことができること。

三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十三条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第三条各号に掲げるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十四条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十五条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十六条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十七条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で省令第四条各号に掲げるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トunnel)

第三十八条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合において

は、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適當な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適當な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第三十九条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第四十条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定（第七条、第十五条、第十六条、第二十六条、第二十八条、第三十三条及び第三十七条を除く。）による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十一条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより令第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第七項まで、第十項及び第十二項、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十二项、第二十四条第二項、第二十五条第三項、第二十九条第三項、第三十二条並びに第三十四条並びに令第三条第四項及び第五項、令第四条並びに令第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区域改築の場合の特例)

第四十二条 道路の交通に著しい支障がある小区域について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十二条第二項及び第三項、第十三条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第十七条から第二十四条まで、第二十五条第三項並びに第二十七条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認

められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十四条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十三条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十一条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第十三条を除く。）は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第四十四条 歩行者専用道路は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第四十条第三項に規定する建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならぬ。

4 歩行者専用道路については、第三条から第十二条まで、第十四条から第四十一条まで及び第四十二条第一項の規定は、適用しない。

(道路標識の寸法)

第四十五条 道路法第四十五条第三項に規定する道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

大分県公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十五号

大分県都市公園条例の一部を改正する条例

大分県都市公園条例（昭和五十三年大分県条例第二十号）の一部を次のように改正する。題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 都市公園の設置（第一条の二—第一条の四）

第三章 都市公園の管理（第二条—第十条）

第四章 工作物等の保管の手続等（第十条の二—第十条の六）

第五章 雑則（第十一条—第十五条）

第六章 罰則（第十六条—第十九条）

附則

第一章 総則

第一条中「第二百九十号」の下に「以下「政令」という。」を、「都市公園」の下に「第一条の二第一号を除き、」を加え、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第二章 都市公園の設置

(都市公園の設置基準)

第一条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 県の区域内の都市公園の県民一人当たりの敷地面積の標準は十五平方メートル以上とすること。

二 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合においては、それぞれその利用対象者が容易

に利用することができるよう配置し、かつ、防火、避難等災害の防止に資すること考慮するほか、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるよう、その敷地面積を定めること。

三　主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における

休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分發揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

（公園施設の建築面積の基準）

第一条の三　法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例）

第一条の四　法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　政令第六条第一項第一号に掲げる場合　同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

二　政令第六条第一項第三号に掲げる場合　同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条又は前号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

三　政令第六条第一項第四号に掲げる場合　同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第三章　都市公園の管理

第十条の次に次の章名を付する。

第四章　工作物等の保管の手続等

第十一条の六の次に次の章名を付する。

第五章　雑則

第十五条の次に次の章名を付する。

第六章　罰則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

大分県条例第七十六号

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成九年大分県条例第二十七号）の一部

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事　広瀬勝貞

目次中「第三条・第三条の二」を「第三条—第三条の五」に改める。

第三条の二の次に次の三条を加える。

（県営住宅及び共同施設の整備基準）

第三条の三　県営住宅及び共同施設の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

一　周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備すること。

二　安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備すること。

三　高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるよう整備すること。

四　建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。

五　建設に当たっては、県内で産出、生産又は製造された木材その他の建設資材の活用に配慮すること。

六　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第一条に規定する新エネルギー利用等に配慮して整備すること。

七　地域の歴史的な街並みやまちづくりに配慮して整備すること。

八　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業その他の福祉サービスに供する施設と一体的に整備される場合においては、入居者の良好な居住環境並びに当該施設の利用者の利便及び安全に配慮して整備すること。

九　敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。

十　敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずる

こと。

十一 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けること。

(県営住宅の整備基準)

第三条の四 前条に定めるもののほか、県営住宅の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

一 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するため必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。

二 住棟は、地域の住宅事情及び多様な世帯の入居に配慮し、必要に応じて間取り及び規模が異なる住戸を組み合わせて整備すること。

三 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずること。

四 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずること。

五 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためにの措置を講ずること。

六 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためにの措置を講ずること。

七 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずること。

八 住戸の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

九 各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するための適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

十 各住戸には、居室内在する化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためにの措置を講ずること。

十一 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためにの措置その他の高齢者、障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずることとも

に、必要に応じて子育てに配慮した措置を講ずること。

十二 通行の用に供する共用部分には、高齢者、障害者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためにの措置を講ずること。

十三 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。この場合においては、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないよう考慮すること。

2 公営住宅の買取り又は公営住宅の借上げ（県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第二条第一項に規定する公的賃貸住宅等を買い取り、又は賃借する場合にあっては、同法第六条第一項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る県営住宅については、前項第二号、第四号から第七号まで及び第九号から第十二号までの規定は適用しない。

（共同施設の整備基準）

第三条の五 第三条の三に定めるもののほか、共同施設の整備基準は、次に掲げるとおりとする。

一 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとすること。

二 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとすること。

三 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮して定めること。

四 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置すること。

五 通路における階段は、高齢者、障害者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けること。

六 児童遊園、集会所並びに広場及び緑地は、入居者相互間及び入居者と地域住民との間の交流が促進されるよう配慮して整備すること。

第六条中「第五号まで」の下に「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十条第一項に規定する居住制限者にあっては第三号及び第五号」を加え、同条第二

イ (1)から(4)までのいずれかに該当する場合 二十一万四千円

(1) 入居者又は同居者に(i)から(v)までのいずれかに該当する者がある場合
(i) 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者

でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ii) 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第一百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(iii) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）第十一

条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(iv) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

(v) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合

(3) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

(4) 入居者及びその配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者その他婚姻の予約者を含む。）の年齢の合計が規則で定める数以下であつて、婚姻の届出の日（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあつては、当該事情となつた日）からの期間（婚姻の予約者にあつては、入居の申し込みの日から婚姻予定日までの期間）が規則で定める期間以内である場合

第六条第二号ロ中「令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千円（当該災害の発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に改め、同号ハ中「令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千円」に改め、同条第三号中「明らかなる者」を「明らか」に改める。

第十二条第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしてはならない。

一 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第六条第二号に規定する金額を超える場合

二 当該入居者が法第三十二条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する場合

三 入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合

第十二条に次の二項を加える。

3 知事は、入居者が病気にかかることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の規定による承認をすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（入居者資格の特例）

2 平成二十八年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第六条第二号イ(2)の規定の適用については、同号イ(2)中「入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満」とあるのは「入居者が平成二十五年四月一日前に五十七歳以上であり、かつ、同居者のいずれもが十八歳未満の者又は平成二十五年四月一日前に五十七歳以上」とする。

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

大分県立学校の設置に関する条例（昭和三十九年大分県条例第五十七号）の一部を次のようにより改正する。

別表の高等学校の大分県立大分中央高等学校の項を削り、同表の特別支援学校の部の大分県立宇佐支援学校中津校の項中「大分県立宇佐支援学校中津校」を「大分県立中津支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

大分県暴力団排除条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県暴力団排除条例等の一部を改正する条例

（大分県暴力団排除条例の一部改正）

第一条 大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

改訂本

第四条第二項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。
（指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一
部改正）

第一条 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附
則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県条例第七十九号

特別職の常勤職員及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別職の岸勤職員及び教育長の退職手当に関する条例（昭和五十八年大分県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

卷之三

この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年十二月二十一日

大分県報号外（条例）